

(証券コード 5237)
2019年6月7日

株 主 各 位

神戸市中央区浪花町15番地
株式
会社 **ノザワ**
代表取締役社長 野澤俊也

第159回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第159回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区下山手通4丁目15番3号
兵庫県農業共済会館 4階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第159期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第159期連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役11名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nozawa-kobe.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承ください。

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績・雇用環境の改善を背景に、景気は緩やかな回復基調にあるものの、米中貿易摩擦に端を発する世界経済の減速などから、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。建築材料業界におきましては、日を追って深刻化する技能工不足や建設費高騰による建設投資の抑制懸念など、予断を許さない状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループは、「やすらぎと安心の創造」のコーポレートメッセージのもと、環境負荷低減と施工現場省力化を実現し、社会に貢献する商品の拡充を目指してまいりました。

当社は、2018年8月1日から9月8日にかけて当社埼玉工場2号機製造ラインで製造し、施工現場へ納入した一部の押出成形セメント板「アスロック」において、曲げ強度が当社の基準値を満たしていない不適合品があることが判明し、2018年12月4日及び本年1月8日にこれを公表いたしました。本件の原因は、2018年8月1日に発生した当社埼玉工場2号機製造ラインの故障による設備停止と、それに伴う製造条件の設定が不十分であったことによるものです。該当する物件の建築主様など関係各位へは個別にご説明させていただいており、現在、お客様のご意向を踏まえ適切な処置・対応を行っております。お取引先様をはじめ、関係各位の皆様には多大なご迷惑をおかけしましたこと、心から深くおわび申し上げます。

当期、販売部門では、人手不足に貢献する省力化工法「アスロックLS工法」並びに「工場プレ加工」、建物の外観を美しく演出し、現場作業も短縮する「工場塗装品」の販売数量を伸ばし、「アスロック」の総販売数量は過去最高を更新しました。

生産部門では、NNPS（ノザワ・ニュー・プロダクション・システム）改善活動により各工程の生産性、品質の向上に取り組み、コスト削減に努めました。

管理部門では、システム構築による業務効率化、原材料の安定調達及びコストダウンに努めました。

海外事業では、「アスロック」の先進的な意匠性が中国国内に着実に浸透し、大規模国際会議展示場に採用されるなど、中国における販売数量は過去最高を記録しました。

マインケミカル事業では、ミネラル肥料「マインマグ」の販売数量が北海道・東日本を中心に伸びたことから、過去最高数量を更新いたしました。特に北海道では、融雪資材と肥料の撒布を省力化できる融雪兼用肥料「マインマグCb」の評価が高まったことや、麦などの畑作地域でのご採用が増加したことから、大きく販売数量を伸ばしております。また、本年度も「マインマグ」の製造拠点であるフラノ事業所の遊休地で、地元である山部商工会様のご協力を得て25,000本のひまわり畑を整備し、昨年度を上回る観光客の方に来園いただき、地域振興の一助となりました。

これらの結果、品種別売上高については、主力の押出成形セメント板「アスロック」は163億12百万円（前期比9.0%増加）、住宅用軽量外壁材は24億円（前期比3.8%増加）となり、押出成形セメント製品合計では187億13百万円（前期比8.3%増加）に、耐火被覆等は13億67百万円（前期比23.9%増加）、スレート関連は8億76百万円（前期比2.1%増加）となったこと等から、当連結会計年度の売上高は243億72百万円（前期比9.7%増加）となりました。

利益面については、「アスロック」の販売数量は過去最高を記録したものの、原材料価格・物流費・人件費の高騰などから、営業利益は23億26百万円（前期比13.6%減少）、経常利益は23億13百万円（前期比14.8%減少）となりました。また、製品補償費用を特別損失に計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失については8億92百万円（前期は18億81百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

部門別の状況は次のとおりであります。

(1) 押出成形セメント製品部門（アスロック、住宅用軽量外壁材）

アスロックは、省力化工法や工場塗装品が伸長したこと等から、販売数量が過去最高を更新し、売上高は163億12百万円（前期比9.0%増加）となりました。住宅用軽量外壁材については売上高24億円（前期比3.8%増加）となりました。その結果、当部門の売上高は187億13百万円（前期比8.3%増加）となりました。

(2) スレート部門

住宅設備市場での増販等により当部門の売上高は8億76百万円（前期比2.1%増加）となりました。

(3) その他の部門

耐火被覆等工事が増加したこと等から、当部門の売上高47億83百万円（前期比17.3%増加）となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、埼玉工場及び播州工場の「アスロック」の製造設備の更新等を実施し、総額7億3百万円となりました。

3. 資金調達の状況

資金調達の安定化、資金効率・金融収支の改善を目的として、取引金融機関と総額20億円のコミットメントライン（特定融資枠）契約を締結いたしておりますが、当連結会計年度末の金融機関よりの借入金はありません。

4. 対処すべき課題

わが国経済の見通しにつきましては、本年10月の消費増税による景気への影響、中国経済の失速懸念等、国内外に不確実性を含んでおり、今後も不透明な状況が続くと見込まれます。建築材料業界におきましても、大都市圏の再開発やインフラ等既存設備の老朽化対策など、建設需要は底堅く推移すると見込まれるものの、人手不足や建設費高騰等留意すべき問題を抱えており、予断を許さない状況が続くものと予想されます。

このような状況のなか、当社はお客様の信用・信頼を取り戻すべく、質・量ともに製品の安定供給を最重要課題として取り組み、お客様をはじめステークホルダーの皆様に「やすらぎと安心」を提供する企業を目指してまいります。

販売部門では、「アスロック」受注の円滑化を目的として、「デリバリー統括室」を新設しました。納期厳守を大前提として、「アスロック」を安定的に供給できる体制を構築してまいります。

生産部門では、メーカーとして最重要課題である品質・納期について、設備メンテナンスの充実、設備化による生産能力増強などにより、お客様の要望にお応えする体制を構築してまいります。また、この度不適合品を流出させたことに関し、再発防止を図るため、曲げ強度等の性能面や製品の外観等全てにおいて不適合品を社外に流出させないことを目的として、社長直轄の「品質保証部」を設置いたしました。現在既の実施している検査体制の強化に加え、各工程での検査項目を増やすとともに検査の設備化や公的機関での定期的な性能評価を実施し、輸送・施工を含めた最終製品としての品質をお客様に対して保証し、当社の商品全てにおいて信用信頼の回復に努めてまいります。

開発部門では、性能・機能・コストなどお客様のニーズに合わせた商品の開発を通じて、他社との差別化を推進します。

管理部門では、人手不足や残業規制の強化等、激しさを増す経営環境に対応するべく、人員確保や業務効率化の推進、問題発見解決型の人財育成を進め、経営基盤の強化を図ってまいります。

海外事業では、2018年5月に取得した、押出成形セメント板としては中国国内初となる業界標準のCECS認定（工法応用技術規定）を活かして、「野澤貿易（上海）有限公司」と「野澤積水好施新型建材（瀋陽）有限公司」が連携し一般建築での拡販を図るとともに、中国で広まりつつあるプレハブ工法への参入を目指し、更なる数量拡大につなげてまいります。

マイケミカル事業では、最も多くご採用いただいている水稻や、畑作品目など施用実績が充実してきた作物のPRを進め、更なる需要増を図ってまいります。また、フラノ事業所では、今後も観光スポットとして花畑の整備を行い、地域社会への貢献に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産及び損益の状況

区 分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 (当連結会計年度)
売 上 高	千円 21,821,979	千円 23,118,055	千円 22,213,232	千円 24,372,854
経 常 利 益	千円 3,133,061	千円 3,269,883	千円 2,716,630	千円 2,313,459
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は当期純損失(△)	千円 1,515,847	千円 2,249,476	千円 1,881,022	千円 △892,086
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	66円45銭	197円24銭	164円95銭	△78円23銭
総 資 産	千円 22,898,576	千円 24,683,357	千円 26,373,651	千円 27,495,829
純 資 産	千円 13,200,387	千円 15,454,534	千円 16,943,334	千円 15,423,862

(注) 1. 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

3. 2016年度の1株当たり当期純利益については、2016年10月1日付で普通株式について2株を1株の割合で株式併合を行っております。2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 重要な親会社の状況
該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社ノザワ商事	神戸市中央区	百万円 50	% 100	建設資材販売及び一般建設業
株式会社ノザワトレーディング	神戸市中央区	10	100	損害保険代理業及び生命保険募集業
野澤貿易(上海)有限公司	中国上海市	28	100	建築資材の販売と輸出入
野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司	中国遼寧省瀋陽市	1,000	51	建築材料の生産と販売

(注) 出資比率は、間接保有割合を含んでおります。

7. 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは、押出成形セメント製品（アスロック・住宅用軽量外壁材）、スレート、不燃混和材、耐火被覆材（コーベックス）等の製造・販売・施工及び石綿除去工事並びに建設資材販売、肥料の製造・販売、一般建設業、損害保険代理業、生命保険募集業を行っております。

8. 主要な事業所 (2019年3月31日現在)

- (1) 当 社
株式会社ノザワ
- | | | |
|-------|-----|--|
| 本 社 | 支 店 | 神戸市中央区浪花町15番地
札幌（札幌市） 仙台（仙台市）
東京（東京都中央区）
名古屋（名古屋市） 関西（神戸市）
広島（広島市） 九州（福岡市） |
| 工 場 | | 埼玉（埼玉県吉見町）
播州（兵庫県播磨町）
高砂（兵庫県高砂市）
フラノ（北海道富良野市） |
| 技術研究所 | | 埼玉県深谷市 |
- (2) 子 会 社
- | | | | |
|--------------------|-----|-----|---|
| 株式会社ノザワ商事 | 本 社 | 支 店 | 神戸市中央区浪花町15番地
仙台（仙台市）
東京（東京都中央区）
関西（神戸市） |
| 株式会社ノザワトレーディング | 本 社 | | 神戸市中央区浪花町15番地 |
| 野澤貿易(上海)有限公司 | 本 社 | | 中国上海市 |
| 野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司 | 本 社 | | 中国遼寧省瀋陽市 |

9. 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	(前期末比増減)
359名	(21名増)

(注) なお、従業員の中には臨時従業員144名（前期130名）は含んでおりません。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	(前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
315名	(15名増)	43.3歳	19.9年

(注) 年齢、勤続年数とも、小数点第2位以下を四捨五入して表示しております。
なお、従業員の中には臨時従業員138名（前期123名）は含んでおりません。

10. 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 30,000,000株
2. 発行済株式の総数 12,075,000株 (自己株式671,750株を含む)
3. 株主数 3,557名
4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	567千株	4.97%
神 栄 株 式 会 社	486	4.26
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	436	3.82
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	398	3.49
C B C 株 式 会 社	301	2.64
日 工 株 式 会 社	284	2.49
あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険 株 式 会 社	262	2.30
株 式 会 社 ト ク ヤ マ	262	2.30
ノ ザ ワ 従 業 員 持 株 会	252	2.21
株 式 会 社 み な と 銀 行	210	1.84

- (注) 1. 持株数は千株未満の端数を、持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は自己株式(671,750株)を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 3. 持株比率は、自己株式数を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	野 澤 俊 也	
常 務 取 締 役	坂 本 茂 紀	販売本部長 兼(株)ノザワ商事取締役
常 務 取 締 役	三 浦 竜 一	技術本部長 兼品質保証室長
取 締 役	佐々木 三七司	生産担当
取 締 役	肥 後 竜 也	海外事業部担当 兼営業推進室長 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司董事長
取 締 役	松 村 正 昭	埼玉工場長 兼NNP S 推進室長
取 締 役	西 岡 誠 司	管理本部長 兼(株)ノザワ商事監査役 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司監事
取 締 役	濱 本 康 二 ※	技術本部副本部長 兼研究開発統括 兼技術研究所長 兼生産技術部長 兼環境推進室長 兼ISO推進室長
取 締 役	米 田 剛 ※	販売本部副本部長 兼関西支店長 兼野澤貿易(上海)有限公司董事
取 締 役	羽 尾 良 三	弁護士 垂水ゴルフ(株)監査役 (株)新井組社外監査役 明貨トラック(株)監査役 甲南大学法科大学院教授
取 締 役	犬 賀 一 志	ビオフェルミン製薬(株)社外取締役
常 勤 監 査 役	松 永 豊	(株)ノザワ商事監査役
監 査 役	吉 田 眞 明	税理士
監 査 役	檀 上 秀 逸	公認会計士 川上塗料(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役羽尾良三氏、犬賀一志氏は、社外取締役であります。
 取締役羽尾良三氏は、2019年3月31日付で甲南大学法科大学院教授を退職いたしました。
 2. 監査役吉田眞明氏、檀上秀逸氏は、社外監査役であります。

3. 常勤監査役松永豊氏は、多年にわたり当社の管理本部担当取締役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役吉田眞明氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役檀上秀逸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、羽尾良三氏、犬賀一志氏及び吉田眞明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 上記※の濱本康二氏、米田剛氏の両氏は、2018年6月28日開催の第158回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
6. 当事業年度中に退任した取締役
専務取締役 三原伸夫 2018年6月28日辞任
専務取締役 田淵義章 2018年6月28日辞任

7. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

2018年5月15日付

氏名	変更前	変更後
三浦 竜一	常務取締役 技術本部長 兼生産技術部長 兼品質保証室長 兼NNPS推進室長 兼環境推進室長 兼ISO推進室長	常務取締役 技術本部長 兼埼玉工場長 兼品質保証室長
松村 正昭	取締役 設備担当	取締役 設備担当 兼NNPS推進室長

2018年6月28日付

氏名	変更前	変更後
西岡 誠司	取締役 管理本部副本部長 兼㈱ノゾワ商事監査役 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司監事	取締役 管理本部長 兼㈱ノゾワ商事監査役 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司監事

2019年1月21日付

氏名	変更前	変更後
三浦 竜一	常務取締役 技術本部長 兼埼玉工場長 兼品質保証室長	常務取締役 技術本部長 兼品質保証室長
松村 正昭	取締役 設備担当 兼NNPS推進室長	取締役 埼玉工場長 兼NNPS推進室長

2019年2月8日付

氏名	変更前	変更後
米田 剛	取締役 関西支店長 兼野澤貿易(上海)有限公司董事	取締役 販売本部副本部長 兼関西支店長 兼野澤貿易(上海)有限公司董事

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役 13名 223,732千円（うち社外取締役 2名 8,000千円）
 監査役 3名 17,533千円（うち社外監査役 2名 7,400千円）

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記の取締役の支給人員には、2018年6月28日開催の第158回定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役2名を含んでおります。

3. 社外役員に関する事項

- (1) 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係
 社外取締役羽尾良三氏の兼職先である垂水ゴルフ(株)、(株)新井組、明貨トラック(株)、甲南大学法科大学院とは特別な関係はありません。
 社外取締役犬賀一志氏の兼職先であるビオフェルミン製薬(株)とは特別な関係はありません。
 社外監査役檀上秀逸氏の兼職先である川上塗料(株)とは特別な関係はありません。
- (2) 当事業年度における主な活動の状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	羽尾 良三	当事業年度の取締役会には、17回中17回出席しました。主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外取締役	犬賀 一志	当事業年度の取締役会には、17回中17回出席しました。主に金融機関での長年の経験から幅広い視点での発言を行っております。
社外監査役	吉田 眞明	当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回、また監査役会には18回中18回出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	檀上 秀逸	当事業年度に開催された取締役会には、17回中16回、また監査役会には18回中17回出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役羽尾良三氏、同犬賀一志氏、及び、監査役松永豊氏、同吉田眞明氏、同檀上秀逸氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

V. 会計監査人の状況

1. 名称 E Y新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日付でE Y新日本有限責任監査法人に名称変更しております。

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬額 25,000千円

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の 25,000千円

利益の合計額

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役からの報告を通じて、監査内容、監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当該事業年度の監査時間及び報酬額の見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

VI. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業行動指針をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を定め、法令・定款及び社会規範を遵守した行動規範とする。
- ② コンプライアンス推進委員会を所管するコンプライアンス担当取締役は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。コンプライアンス担当取締役を委員長とする社内倫理委員会において、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会へ報告し是正を図る。
- ③ 取締役及び監査役が当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに社内倫理委員会事務局に報告するものとする。使用人がコンプライアンス上問題ある行為等について発見した場合には、コンプライアンス・ホットラインを通じて直接情報提供を行う。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する文書管理規程を定める。
- ② 取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存する。取締役及び監査役は、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- ② 不測の事態が発生した場合には、担当取締役は社長に報告し対策本部を設け迅速に対応する。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、定時取締役会を月1回、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催する。当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に社長及び本部長を委嘱された取締役で構成する本部長会を経て、取締役会で審議・承認を行うものとする。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務運営規則に、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めるものとする。

(5) 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び当社グループにおける内部統制の構築を目指し、当社にグループ全体の内部統制に関する部署を設け、当社及び当社グループ間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
- ② 当社取締役及び当社グループの社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
- ③ 監査室は、当社及び当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社取締役及び監査役、当社グループの社長に報告する。監査室は必要に応じて、内部統制の改善策を指導、実施の支援・助言を行う。
- ④ 当社は、子会社の管理責任を明確にするため、子会社毎に担当役員を定める。子会社の役員は、定期的に当社の担当役員へ、業績・その他重要な情報を報告する。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人に対する実効性の確保に関する事項

当社は、監査役職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社及び当社グループの役員および使用人に周知徹底する。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を報告する。監査役は、必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- ② 当社は、上記の報告および上記1.(1)③の情報提供を行った役員・使用人に対し、いかなる不利益な取り扱いも行わない。

(9) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は、顧問弁護士及び監査契約を締結した監査法人の公認会計士より、監査業務に関する助言を受けることができる。
- ② 監査役は、社長・取締役と定期的に意見交換を行う。

(10) **監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

取締役の職務の執行については、取締役会を年17回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行いました。

コンプライアンス体制については、コンプライアンス体制に係る規程の運用を図るとともに、コンプライアンス意識の向上を目的として社内研修を実施しました。

リスク管理体制については、リスク管理規程の運用を図り、情報セキュリティポリシーの改定等、必要に応じて対応を実施しました。

内部監査については、当社及びグループ会社を対象に業務の遂行状況、内部統制システムの運用状況や会計に関する監査を実施し、必要に応じて改善策を講じました。

監査役の監査体制については、監査役会を年18回開催し、監査方針・監査計画の決定、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの運用状況を確認しました。

監査役は監査室(監査役の職務を補助すべき使用人1名)と監査計画策定、内部監査での問題点に関する意見交換を随時行い、主な事業所などについては実地監査を行いました。また、社外取締役及び会計監査人とは定期的に情報共有を行いました。

3. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社の中長期的な経営基本戦略等当社の目標としております企業像は下記のとおりです。

1. 建設部材、システム分野での開発型企業を目指し、建築・住宅・土木の3市場での安定的な商品供給による強固な経営基盤を持つ企業
2. 技術力を背景とした差別化（品質・納期・コストの絶対的優位性）を推進するオンリーワン企業
3. 環境保全を主眼においた次世代の事業を模索し、人々にやすらぎと安心を提供し、社会への貢献を企業の発展と考える企業

これらを実現するため、「安全第一・法令遵守・人権尊重・環境保全」の基本原則を大前提に、当社の経営の2本柱である中長期計画、NNPS（ノザワ・ニュー・プロダクション・システム）改善活動を着実に実行することによって、当社のもつ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を継続、発展させ、当社及び当社グループ会社の企業価値及び株主共同の利益の向上に繋がれるものと考えております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2008年6月27日開催の定時株主総会において、買収防衛策の導入根拠、手続き等を定めた定款変更議案及び変更された定款に基づき当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の導入について株主の皆様のご承認をいただき、また2017年6月29日開催の定時株主総会において本プランの継続についてご承認をいただき、現在に至っております。

本プランは、当社株式に対する買付が行われた際、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランにおきましては、(i)当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付、または(ii)当社が発行者である株式等について、公開買付に係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付またはこれらに類似する行為（以下「買付等」と総称します。）を対象とします。

当社の株式等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付等の内容の検討に必要な情報及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案等が、経営陣から独立した者より構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、または買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置を発動すべき旨、または株主の意思を確認すべき旨を勧告します。当社取締役会は、この勧告または株主意思確認総会若しくは書面投票の決定に基づき、原則として新株予約権の無償割当ての実施を決議し、別途定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき新株予約権2個を上限として別途定める割合で、新株予約権を無償で割当てます。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(4) 上記取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記(2)に記載した基本方針の実現に資する特別な取り組みは、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資する具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うとともに、当社の株主共同の利益に資するものであり、また、当社の経営陣の地位の維持を目的とするものではありません。

また、本プランは、上記(3)に記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、独立性の高い社外者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断または株主意思の確認を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が3年間と定められたうえ、株主総会または取締役会でいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の経営陣の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(13,058,458)	流動負債	(8,200,850)
現金及び預金	5,393,432	支払手形及び買掛金	3,885,405
受取手形及び売掛金	6,114,255	1年内返済予定の長期借入金	245,000
商品及び製品	528,932	リース債務	7,932
仕掛品	6,366	未払法人税等	59,818
原材料及び貯蔵品	165,148	賞与引当金	237,000
未成工事支出金	136,426	製品補償引当金	2,107,111
その他	716,814	その他	1,658,582
貸倒引当金	△2,918	固定負債	(3,871,116)
固定資産	(14,437,370)	リース債務	20,161
(有形固定資産)	(10,111,812)	再評価に係る繰延税金負債	1,466,739
建物及び構築物	1,921,905	退職給付に係る負債	1,960,488
機械装置及び運搬具	1,272,423	訴訟損失引当金	31,500
土地	6,473,480	資産除去債務	13,852
リース資産	26,494	繰延税金負債	2,874
建設仮勘定	130,309	その他	375,500
その他	287,199	負債合計	12,071,966
(無形固定資産)	(20,956)	(純資産の部)	
電話加入権	8,359	株主資本	(11,396,560)
ソフトウェア	12,038	資本金	2,449,000
その他	558	資本剰余金	1,470,572
(投資その他の資産)	(4,304,601)	利益剰余金	7,737,091
投資有価証券	2,554,901	自己株式	△260,103
繰延税金資産	1,190,779	その他の包括利益累計額	(4,027,302)
その他	637,024	その他有価証券評価差額金	762,129
貸倒引当金	△78,104	土地再評価差額金	3,142,030
資産合計	27,495,829	為替換算調整勘定	277,250
		退職給付に係る調整累計額	△154,107
		純資産合計	15,423,862
		負債純資産合計	27,495,829

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
その他の注記事項は、連結注記表に記載しております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		24,372,854
売 上 原 価		16,536,181
売 上 総 利 益		7,836,672
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,509,981
営 業 利 益		2,326,691
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	310	
受 取 配 当 金	72,635	
そ の 他	44,905	117,851
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,798	
そ の 他	122,283	131,082
経 常 利 益		2,313,459
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	78,256	78,256
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	63,950	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	132,742	
訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入 額	31,500	
製 品 補 償 費 用	3,470,000	3,698,193
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		1,306,477
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	327,043	
法 人 税 等 調 整 額	△741,434	△414,391
当 期 純 損 失		892,086
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		892,086

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

その他の注記事項は、連結注記表に記載しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2018年4月1日残高	2,449,000	1,470,572	9,142,338	△259,754	12,802,156
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△513,160		△513,160
親会社株主に帰属する当期純損失			△892,086		△892,086
自己株式の取得				△349	△349
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△1,405,246	△349	△1,405,596
2019年3月31日残高	2,449,000	1,470,572	7,737,091	△260,103	11,396,560

項 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証券 評価差額金	土 再 地 再 評 価 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 係 数 調 整 累 計 額	そ の 他 利 益 包 括 累 計 額 合 計	
2018年4月1日残高	910,006	3,142,030	273,941	△184,799	4,141,178	16,943,334
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△513,160
親会社株主に帰属する当期純損失						△892,086
自己株式の取得						△349
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△147,877	-	3,308	30,692	△113,876	△113,876
連結会計年度中の変動額合計	△147,877	-	3,308	30,692	△113,876	△1,519,472
2019年3月31日残高	762,129	3,142,030	277,250	△154,107	4,027,302	15,423,862

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

その他の注記事項は、連結注記表に記載しております。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び名称 4社 (株)ノザワ商事、(株)ノザワトレーディング、野澤貿易(上海)有限公司、野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司)

② 非連結子会社 該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社2社の決算日は12月31日であり、連結決算日との差異が3ヶ月を超えないため、当該事業年度に係る財務諸表を基礎として連結計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券……時価のあるもの

連結会計年度末日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

……移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

未成工事支出金……個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

……建物、2016年4月1日以降に取得した構築物及び埼玉工場以外の資産については定率法を採用しております。なお建物、2016年4月1日以降に取得した構築物及び埼玉工場の資産については定額法を採用しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

……定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

- リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
- 長期前払費用……………均等償却を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して計上しております。
- 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- 訴訟損失引当金……………訴訟に対する損失に備えるため、係争中の案件に対し、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。
- 製品補償引当金……………当社製品に関する改修費用等の対応費用の発生に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。
- (5) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。
- ② 収益及び費用の計上基準……………完成工事高の計上基準
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- ③ 退職給付に係る会計処理の方法……………退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
……………数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理することとしております。
- ④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準……………外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 18,140,280千円

(2) 担保に供している資産及び対応する債務

① 担保に供している資産

(i)工場財団

建物及び構築物	829,115千円
機械装置及び運搬具	1,244,859千円
土地	5,507,920千円
小計	7,581,894千円

(ii)その他

投資有価証券	132,710千円
小計	132,710千円

② 担保に係る債務

(i)工場財団の資産は、銀行取引に係る根抵当権が設定されておりますが、当連結会計年度末現在対応する債務はありません。

(ii)支払手形及び買掛金 132,710千円

(3) 偶発債務

① 2007年10月1日付で石綿健康障害による労災認定者であり当社グループの事業活動と直接因果関係が認められるものに対する補償制度を導入したことから、将来当該制度に基づき補償負担が発生する可能性があります。

② 当社が製造し施工現場へ納入した押出成形セメント板「アスロック」の一部において、製品不具合が発生し、対象となる物件への改修工事等の適切な処置・対応を行っており、本件に関する対応費用として、現時点で合理的な見積りが可能な改修費用及びその他関連する費用等について製品補償引当金を計上しております。今後の進捗により対応費用が追加で発生し連結業績に影響が生じる可能性があります。現時点では見積りが困難であるため、その影響を連結計算書類に反映しておりません。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数 普通株式 12,075,000株
 (2) 当連結会計年度末における自己株式の種類及び総数 普通株式 671,750株
 (3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	513,160千円	45円	2018年 3月31日	2018年 6月29日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの2019年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議いたします。

付議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	114,032千円	10円	2019年 3月31日	2019年 6月28日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要に応じて銀行等からの借入により資金調達を行う方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（※）	時価（※）	差額
① 現金及び預金	5,393,432	5,393,432	—
② 受取手形及び売掛金	6,114,255	6,114,255	—
③ 投資有価証券			
その他有価証券	2,505,795	2,505,795	—
④ 支払手形及び買掛金	(3,885,405)	(3,885,405)	—
⑤ 1年内返済予定の長期借入金	(245,000)	(245,000)	—

（※） 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金、並びに② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④ 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 1年内返済予定の長期借入金

1年内返済予定の長期借入金は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額49,106千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産については、賃貸等不動産の連結決算日における時価を基礎とした金額が、当該時価を基礎とした総資産との比較において重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,352円58銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 78円23銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

2019年5月10日に、当社埼玉工場において火災が発生し、一部の有形固定資産及び棚卸資産に損害が発生いたしました。なお、現時点におきましては、撤去及び復旧に係る費用並びに販売を含めた事業への影響や損害保険査定額等を合理的に見積もることは困難な状況であります。

9. その他の注記事項に関する注記

(1) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日 公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日 公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日 公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法及び同施行令第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,599,619千円

(2) 手形流動化に伴う裏書譲渡高

2,235,017千円

(3) 製品補償費用

当社が製造し施工現場へ納入した押出成形セメント板「アスロック」の一部において、製品不具合が発生したことから、製品補償費用を特別損失に計上しております。なお、このなかには製品補償引当金繰入額2,107,111千円を含んでおります。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(12,119,661)	流動負債	(8,194,510)
現金及び預金	4,948,412	支払手形	1,712,071
受取掛手	2,688,862	買掛金	2,136,752
商品及び製品	2,910,575	関係会社短期借入金	865,347
仕掛品	517,298	リース債	7,932
材料及び貯蔵品	6,366	未払金	514,620
原材料及び貯蔵品	101,848	未払費用	462,683
未成工事支出金	24,733	賞与引当金	223,000
前払費用	119,833	設備関係支払手形	121,644
関係会社短期貸付金	255,000	製品補償引当金	2,107,111
未収金の他	516,211	その他	43,348
倒引当金	31,518	固定負債	(3,686,834)
	△1,000	リース債	20,161
固定資産	(14,244,203)	再評価に係る繰延税金負債	1,466,739
(有形固定資産)	(10,111,794)	退職給付引当金	1,738,495
建物	1,815,124	受入保証金	367,115
構築物	106,780	訴訟損失引当金	31,500
機械及び装置	1,254,338	資産除去債	13,852
車両運搬具	18,084	その他	48,970
工具、器具及び備品	287,180	負債合計	11,881,345
土地	6,473,480	(純資産の部)	
リース資産	26,494	株主資本	(10,605,286)
建設仮勘定	130,309	資本	2,449,000
(無形固定資産)	(20,394)	資本剰余金	1,190,882
電話加入権	7,990	資本準備金	612,250
ソフトウェア	11,845	その他資本剰余金	578,632
その他	558	利益剰余金	7,320,331
(投資その他の資産)	(4,112,014)	その他利益剰余金	7,320,331
投資有価証券	2,473,826	繰越利益剰余金	7,320,331
関係会社株	40,000	自己株	△354,927
出資	20	評価・換算差額等	(3,877,233)
従業員に対する長期貸付金	2,689	その他有価証券評価差額金	735,203
破産更生債権等	28,550	土地再評価差額金	3,142,030
長期前払費用	23,735	純資産合計	14,482,520
差入保証金	269,199	負債純資産合計	26,363,865
保険積立金	255,093		
繰延税金資産	1,122,737		
貸倒引当金	△103,836		
資産合計	26,363,865		

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

その他の注記事項は、個別注記表に記載しております。

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	20,427,991
売上原価	13,264,417
売上総利益	7,163,574
販売費及び一般管理費	5,103,746
営業利益	2,059,827
営業外収益	
受取利息	6,527
受取配当金	71,038
その他の	102,344
営業外費用	
支払利息	14,536
その他の	86,629
経常利益	2,138,572
特別利益	
投資有価証券売却益	78,256
特別損失	
固定資産除却損	63,950
投資有価証券評価損	132,742
訴訟損失引当金繰入額	31,500
製品補償費用	3,470,000
税引前当期純損失	1,481,365
法人税、住民税及び事業税	259,993
法人税等調整額	△735,258
当期純損失	1,006,100

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
その他の注記事項は、個別注記表に記載しております。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
2018年4月1日残高	2,449,000	612,250	578,632	8,839,592	△354,578	12,124,896
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				△513,160		△513,160
当期純損失				△1,006,100		△1,006,100
自己株式の取得					△349	△349
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△1,519,260	△349	△1,519,609
2019年3月31日残高	2,449,000	612,250	578,632	7,320,331	△354,927	10,605,286

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2018年4月1日残高	873,814	3,142,030	4,015,844	16,140,740
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△513,160
当期純損失				△1,006,100
自己株式の取得				△349
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△138,610	-	△138,610	△138,610
事業年度中の変動額合計	△138,610	-	△138,610	△1,658,220
2019年3月31日残高	735,203	3,142,030	3,877,233	14,482,520

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

その他の注記事項は、個別注記表に記載しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券……………時価のあるもの

当事業年度末日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

未成工事支出金

……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

……………建物、2016年4月1日以降に取得した構築物及び埼玉工場以外の資産については定率法を採用しております。なお建物、2016年4月1日以降に取得した構築物及び埼玉工場の資産については定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

……………定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

長期前払費用……………均等償却を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して計上しております。
- 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。
- 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。
- 訴訟損失引当金……………訴訟に対する損失に備えるため、係争中の案件に対し、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。
- 製品補償引当金……………当社製品に関する改修費用等の対応費用の発生に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための重要な事項

- ① 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。
- ② 収益及び費用の計上基準……………完成工事高の計上基準
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- ③ 退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1)	有形固定資産の減価償却累計額		17,673,935千円
(2)	関係会社に対する金銭債権及び金銭債務		
①	短期金銭債権		
	受取手形		408,468千円
	売掛金		64,904千円
②	短期金銭債務		
	支払手形		178,089千円
	買掛金		1,062千円
(3)	担保に供している資産及び対応する債務		
①	担保に供している資産		
	(i)工場財団		
	建	物	726,447千円
	構	物	102,667千円
	機	機	1,244,859千円
	械	及	
	土	び	
	地	装	置
	計	地	5,507,920千円
	小	計	7,581,894千円
	(ii)その他		
	投	有	価
	資	証	券
	小	計	132,710千円
	小	計	132,710千円
②	担保に係る債務		
	(i)工場財団の資産は、銀行取引に係る根抵当権が設定されておりますが、当事業年度末現在対応する債務はありません。		
	(ii)支払手形		82,049千円
	買掛金		50,660千円
(4)	保証債務		
	関係会社の仕入債務に対する債務保証		
	(株)ノザワ商事		103,113千円

(5) 偶発債務

- ① 2007年10月1日付で石綿健康障害による労災認定者であり当社の事業活動と直接因果関係が認められるものに対する補償制度を導入したことから、将来当該制度に基づき補償負担が発生する可能性があります。
- ② 当社が製造し施工現場へ納入した押出成形セメント板「アスロック」の一部において、製品不具合が発生し、対象となる物件への改修工事等の適切な処置・対応を行っており、本件に関する対応費用として、現時点で合理的な見積りが可能な改修費用及びその他関連する費用等について製品補償引当金を計上しております。今後の進捗により対応費用が追加で発生し業績に影響が生じる可能性があります。現時点では見積りが困難であるため、その影響を計算書類に反映しておりません。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

売上高 505,240千円

仕入高 6,529千円

② 営業取引以外の取引高 41,663千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び総数 普通株式 671,750株

6. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産・繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	68,193千円
投資有価証券評価損否認	1,382千円
退職給付引当金等	531,632千円
貸倒引当金繰入限度超過額	32,058千円
製品補償引当金	734,141千円
ゴルフ会員権評価損否認	2,163千円
未払費用等否認	108,912千円
減損損失	24,322千円
役員退職慰労金	14,975千円
未払事業税	678千円
関係会社出資金評価損	164,520千円
その他	23,896千円
繰延税金資産小計	1,706,876千円
評価性引当額	△260,019千円
繰延税金資産合計	1,446,857千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	323,862千円
資産除去債務	257千円
繰延税金負債合計	324,119千円
繰延税金資産純額	1,122,737千円

(2)再評価に係る繰延税金負債の内訳

(繰延税金資産)

土地の再評価に係る繰延税金資産	57,377千円
評価性引当額	△57,377千円
土地の再評価に係る繰延税金資産合計	－千円

(繰延税金負債)

土地の再評価に係る繰延税金負債	1,466,739千円
土地の再評価に係る繰延税金負債純額	1,466,739千円

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

名 称	議決権等の所有割合(%)	議決権等の被所有割合(%)	取引の内容	取引金額(千円)	取引条件及び取引条件の決定方針	科 目	期末残高(千円)
株式会社ノザワ商事	100	—	商品及び製品の売	499,646	注1・2・3	受取手形売掛金	408,468 64,904
			工場の発注及び材料仕入	6,529	注1・2・3	支払手形買掛金	178,089 1,062
			保証債務	103,113	注4	—	—
			事務所の貸	4,140	注1・2	—	—
野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司	51	—	受取利息	6,458	注1	関係会社短期貸付金	255,000

注1. 一般的な取引条件を勘案して合理的に決定しております。

注2. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

注3. 期末残高には消費税等が含まれております。

注4. 当社は、子会社の仕入債務に対して、債務保証を行っております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,270円03銭
- (2) 1株当たり当期純損失 88円23銭

9. 重要な後発事象に関する注記

2019年5月10日に、当社埼玉工場において火災が発生し、一部の有形固定資産及び棚卸資産に損害が発生いたしました。なお、現時点におきましては、撤去及び復旧に係る費用並びに販売を含めた事業への影響や損害保険査定額等を合理的に見積もることは困難な状況であります。

10. その他の注記に関する事項

(1) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日 公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日 公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日 公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法及び同施行令第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,599,619千円

2,235,017千円

(2) 手形流動化に伴う裏書譲渡高

(3) 製品補償費用

当社が製造し施工現場へ納入した押出成形セメント板「アスロック」の一部において、製品不具合が発生したことから、製品補償費用を特別損失に計上しております。なお、このなかには製品補償引当金繰入額2,107,111千円を含んでおります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

株式会社 ノ ザ ワ
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 増 田 豊 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石 田 博 信 [Ⓔ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノザワの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノザワ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、2019年5月10日に埼玉工場において火災が発生した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

株式会社 ノ ザ ワ
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士 増 田 豊 [Ⓔ]
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 石 田 博 信 [Ⓔ]
業務執行社員	

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノザワの2018年4月1日から2019年3月31日までの第159期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、2019年5月10日に埼玉工場において火災が発生した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第159期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月23日

株式会社 ノザワ 監査役会

常勤監査役 松 永 豊 ㊟
社外監査役 吉 田 眞 明 ㊟
社外監査役 檀 上 秀 逸 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績、経営環境、将来の事業展開に備えた内部留保、安定的な配当の維持等を勘案し行うこととしております。

当期末配当につきましては、1株につき10円とさせていただきますたく存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金10円 総額 114,032,500円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第2号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって取締役11名全員が任期満了となりますので、社外取締役2名を含む取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	のさわとしや 野澤俊也 (1962年8月2日生) 再任	1988年9月 当社入社 1998年3月 当社経理部長 1998年6月 当社取締役経理部長 2000年6月 当社専務取締役技術本部担当 2001年4月 当社代表取締役社長(現任)	78,896株
	(取締役候補者とした理由) 野澤俊也氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたる当社グループでの経営者としての豊富な経験に基づき、重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断したためであります。		
2	さかもとしげのり 坂本茂紀 (1958年2月11日生) 再任	1980年4月 当社入社 2001年4月 当社東京支店長 2007年6月 当社取締役東京支店長 2008年9月 当社取締役関西支店長 2014年3月 当社取締役販売本部副本部長 当社建設商品部長 2014年6月 当社常務取締役販売本部副本部長 当社建設技術部長 2015年6月 (株)ノザワ商事取締役(現任) 2017年3月 当社常務取締役販売本部長(現任)	8,300株
	(取締役候補者とした理由) 坂本茂紀氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたる当社グループでの経営及び販売部門全体での豊富な経験に基づき、取締役としての役割を果たすことができると判断したためであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	三浦 竜一 (1964年9月6日生) 再任	1987年4月 当社入社 2009年4月 当社開発部長 2012年6月 当社取締役開発部長 2016年3月 当社取締役技術本部長 当社生産技術部長 当社エンジニアリング部長 2017年6月 当社常務取締役技術本部長(現任) 2017年9月 当社生産技術部長 当社品質保証室長 当社NNPS推進室長 当社環境推進室長 当社ISO推進室長 2018年5月 当社埼玉工場長	3,600株
(取締役候補者とした理由) 三浦竜一氏を取締役候補者とした理由は、生産開発部門全体での経営における豊富な経験に基づき、取締役としての役割を果たすことができると判断したためであります。			
4	佐々木 三七司 (1948年1月1日生) 再任	1971年4月 当社入社 1998年10月 当社埼玉工場長 2000年3月 当社生産部長 2000年6月 当社技術本部長 2001年6月 当社取締役技術本部長 2002年6月 当社常務取締役技術本部長 2005年6月 当社専務取締役技術本部長 2009年4月 当社専務取締役技術・NNPS担当 2013年3月 当社専務取締役技術本部長 2014年9月 当社生産技術部長 2014年11月 当社エンジニアリング部長 2016年3月 当社専務取締役技術管掌 2017年6月 当社取締役生産担当(現任)	25,900株
(取締役候補者とした理由) 佐々木三七司氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたる当社グループでの経営及び技術部門全体での豊富な経験に基づき、取締役としての役割を果たすことができると判断したためであります。			

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	肥後竜也 (1964年8月22日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1988年4月 当社入社 2008年9月 当社九州支店長 2011年3月 当社東京支店長 2012年6月 当社取締役東京支店長 2014年6月 (株)ノザワ商事取締役 2014年11月 当社マイケミカル事業部長 2016年6月 当社営業推進室担当 2016年9月 当社取締役住宅建材部担当 当社営業推進室長(現任) 2017年3月 当社取締役海外事業部担当(現任) 2018年3月 野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司董事長(現任) 2019年4月 当社取締役特別リスク対策部管掌 (現任)	5,600株
(取締役候補者とした理由) 肥後竜也氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり主力営業拠点を指揮し販売部門全体での豊富な経験に基づき、取締役としての役割を果たすことができると判断したためであります。			
6	松村正昭 (1964年9月16日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1988年4月 当社入社 2007年4月 当社播州工場長 2009年9月 当社埼玉工場長 2013年6月 当社取締役埼玉工場長 2017年9月 当社取締役設備担当 2018年5月 当社NNPS推進室長(現任) 2019年1月 当社取締役埼玉工場長(現任)	3,100株
(取締役候補者とした理由) 松村正昭氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり主力生産工場を指揮し生産部門全体の豊富な経験に基づき、取締役としての役割を果たすことができると判断したためであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	西岡誠司 (1957年8月28日生) 再任	1980年4月 当社入社 1999年8月 当社広島支店長 2003年4月 当社名古屋支店長 2005年4月 当社住宅建材部長 2014年3月 当社管理本部副本部長 当社総務部長 2014年6月 当社取締役管理本部副本部長 2014年7月 野澤積水好施新型建材（瀋陽）有限公司監事（現任） 2018年3月 ㈱ノザワ商事監査役（現任） 2018年6月 当社取締役管理本部長（現任） 2019年4月 当社品質保証部長（現任）	6,500 株
(取締役候補者とした理由) 西岡誠司氏を取締役候補者とした理由は、管理部門全体及び当社グループでの経営における豊富な経験に基づき、取締役としての役割を果たすことができると判断したためであります。			
8	濱本康二 (1964年12月28日生) 再任	1988年4月 当社入社 2008年4月 当社技術研究所長（現任） 2018年3月 当社研究開発統括（現任） 2018年5月 当社技術本部副本部長 当社生産技術部長 当社環境推進室長 当社ISO推進室長 2018年6月 当社取締役技術本部副本部長（現任） 2019年4月 当社品質保証部性能確認室長（現任）	2,800 株
(取締役候補者とした理由) 濱本康二氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり技術研究所を指揮し研究開発部門での豊富な経験に基づき、取締役としての役割を果たすことができると判断したためであります。			

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9	米田剛 (1966年2月9日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1988年4月 当社入社 2011年10月 野澤貿易(上海)有限公司董事(現任) 野澤貿易(上海)有限公司総経理 2014年3月 当社関西支店長 2018年6月 当社取締役関西支店長 2019年2月 当社取締役販売本部副本部長(現任) 2019年4月 当社建設商品部長(現任)	2,100株
(取締役候補者とした理由) 米田剛氏を取締役候補者とした理由は、海外赴任経験によりグローバルな視点をもち長年にわたる販売部門での豊富な経験に基づき、取締役としての役割を果たすことができると判断したからであります。			
10	羽尾良三 (1947年6月23日生) <div style="display: flex; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div>	1974年4月 弁護士登録(山田作之助法律事務所所属) 1988年度 神戸弁護士会(現 兵庫県弁護士会)副会長 1993年6月 垂水ゴルフ(株) 監査役(現任) 1996年3月 (株)新井組 社外監査役(現任) 1996年4月 江戸町法律事務所開設(現職) 2002年8月 明貨トラック(株) 監査役(現任) 2004年4月 甲南大学法科大学院教授(労働法) 2008年6月 当社独立委員会委員(現任) 2011年6月 当社社外監査役 2015年6月 当社社外取締役(現任)	1,000株
(社外取締役候補者とした理由) 羽尾良三氏を社外取締役候補者とした理由は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、法律・コンプライアンスに関する幅広い知識と見識を有していることから、当社経営の重要事実の決定及び業務遂行の監督等に十分な役割を發揮していただけると判断したためであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
11	小 鹿 彦 太 (1955年2月8日生) 新任 社外 独立	1978年4月 ㈱太陽神戸銀行(現 ㈱三井住友銀行) 入行 2008年4月 ㈱三井住友銀行 執行役員 神戸法人営業本部長 2010年5月 銀泉㈱ 専務執行役員 2015年6月 同社 代表取締役兼専務執行役員 2016年4月 神戸土地建物㈱ 顧問 2017年6月 同社 代表取締役社長(現任)	1,000株
(社外取締役候補者とした理由) 小鹿彦太氏を社外取締役候補者とした理由は、金融業務への従事及び金融機関の執行役員等の経験を有し、財務、会計、会社経営等に関する幅広い知識と見識を有していることから、当社経営の重要事実の決定及び業務遂行の監督等に十分な役割を發揮していただけると判断したためであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 羽尾良三氏、小鹿彦太氏は、社外取締役候補者であります。
3. 羽尾良三氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 小鹿彦太氏は、2019年6月28日付をもって神戸土地建物㈱代表取締役社長を退任する予定であります。
5. 当社と羽尾良三氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。本総会において、同氏が、再任された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、小鹿彦太氏が原案通り取締役に選任された場合、同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、羽尾良三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、小鹿彦太氏が原案通り取締役に選任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役3名全員が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>まつ なが ゆたか 松 永 豊 (1955年6月3日生)</p> <p>再任</p>	<p>1978年12月 当社入社 2004年4月 当社購買部長 2006年4月 当社総務部長 2007年4月 当社管理本部副本部長 当社経理部長 2008年6月 当社総務部長 2009年6月 当社取締役管理本部副本部長 2013年6月 当社常勤監査役(現任) 株ノザワ商事監査役(現任)</p>	14,400 株
	<p>(監査役候補者とした理由) 松永豊氏を監査役候補者とした理由は、当社の取締役をはじめ要職を歴任され、当社全般、主として管理部門に関する豊富な経験・見識を有しており、中立的な立場から客観的な意見を述べ職責を遂行していただきたいため、監査役として選任をお願いするものであります。</p>		
2	<p>よし だ まさ あき 吉 田 眞 明 (1948年10月7日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1973年4月 大阪国税局入局 2002年7月 水口税務署長 2007年7月 姫路税務署長 2008年9月 税理士事務所開業(現職) 2011年5月 当社一時監査役 当社独立委員会委員(現任) 2011年6月 当社社外監査役(現任)</p>	1,000 株
	<p>(社外監査役候補者とした理由) 吉田眞明氏を社外監査役候補者とした理由は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士として有する専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	檀上秀逸 (1947年11月25日生) 再任 社外	1980年3月 公認会計士登録 1998年8月 センチュリー監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 代表社員 2009年6月 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 退職 公認会計士 檀上秀逸事務所 所長(現職) 2011年6月 美津濃(株) 社外監査役 2015年6月 当社社外監査役(現任) 2018年2月 川上塗料(株) 社外監査役(現任)	1,000 株
(社外監査役候補者とした理由) 檀上秀逸氏を社外監査役候補者とした理由は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、他社の社外監査役の実績を有し、公認会計士として有する専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 吉田眞明氏、檀上秀逸氏は、社外監査役候補者であります。
3. 吉田眞明氏、檀上秀逸氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって吉田眞明氏が8年、檀上秀逸氏が4年となります。
4. 当社と松永豊氏、吉田眞明氏、檀上秀逸氏の3氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。本総会において、3氏が、再任された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は吉田眞明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以上

事業報告

連結計算書類

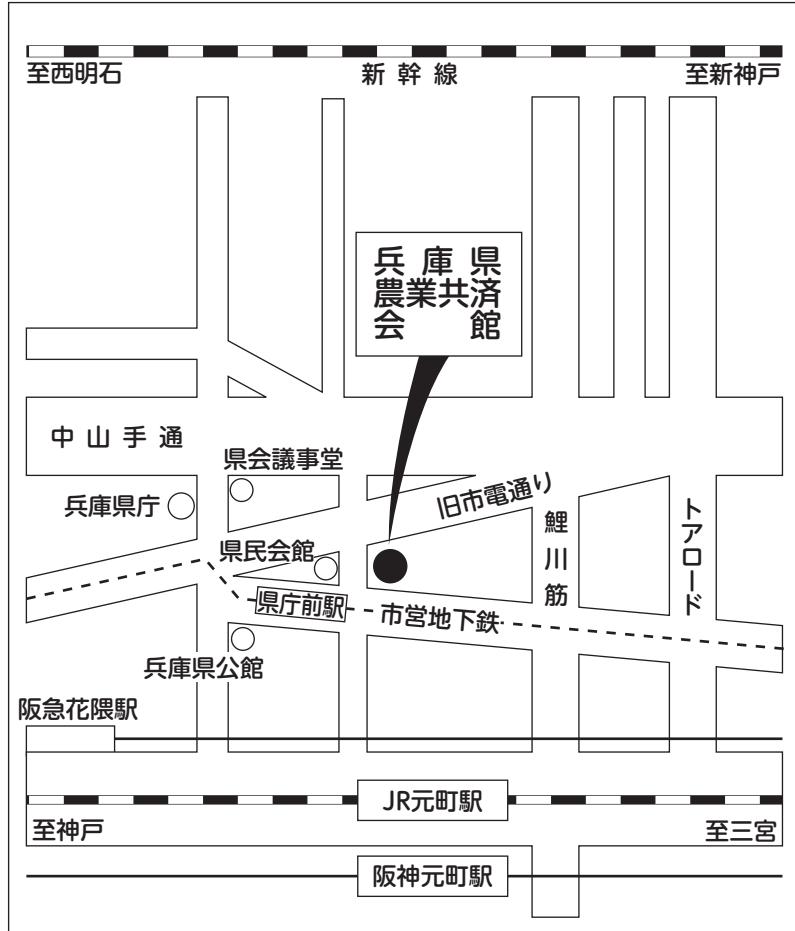
計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主総会会場ご案内図

神戸市中央区下山手通4丁目15番3号
兵庫県農業共済会館 4階会議室
電話(078)332-7165



(市営地下鉄県庁前駅東出口②すぐ)
(JR・阪神元町駅東口より山側徒歩6分)

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。